

令和8年度 京都府立宇治支援学校いじめ防止基本方針

はじめに

京都府立宇治支援学校では、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会との連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定と、京都府いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を推進するため、京都府立宇治支援学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）をここに策定することにしました。

本校は、小学部・中学部・高等部を設置し、知的障害、肢体不自由のある児童生徒が自立と社会参加に向けて学ぶ地域と協働した教育を推進する特別支援学校として、児童生徒一人一人の生活年齢や発達の段階、障害の状況等に十分に配慮し、きめ細やかないじめ防止等に組織的に取り組みます。また、障害のある子どもを含む全ての人の人権を守ることを大切にし、教員一人一人が常に高い人権意識を持ち、日々の指導や地域等との連携に携わることとします。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやスマートフォン等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています（法第2条）。本校では、いじめは、いじめを受けた児童生徒の人間としての尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許すことのできない行為であると考えています。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合も考慮し、児童生徒の感じる被害性に着目するようにします。

第2 いじめ対策委員会の設置

本校では、法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、校長の指導の下、組織的な対応を進め、全教職員による、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくりの推進を、児童生徒、保護者、地域に周知徹底します。

1 役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うことにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるようにする。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、児童生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となることによって、児童生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるようにする。
- (3) いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また特別支援学校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう関係機関と必要な連携を行う。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった際に、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。
- (5) 重大事態が疑われる事案が発生した時にその原因がいじめにあるかを判定する。
- (6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組については、PDCAサイクルで検証を行

う。

(7) いじめの加害児童生徒への成長支援の観点もち、すべての児童生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進める。

2 構成

校長、各副校長、各総括主事、生徒指導部長、人権教育担当、養護教諭、その他校長が必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラーやスクールサポーター等の専門家を加える。

第3 いじめの防止

いじめの防止のために、以下の基本的な考え方を教職員全体で確認し、日常的な指導等に当たることとします。

1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての児童生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (2) 児童生徒が、その発達段階に応じて心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 児童生徒同士が関わる中で、相手を尊重する気持ちをもって行動できる等、集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞きあう活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を発達の段階等、児童生徒の実情に応じて行う。
- (5) 全ての教職員は、法の内容を理解し常に児童生徒の人権を守ることを何よりも最優先して、自らの指導及び日常的言動を振り返るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、いじめの未然防止に努める。

2 主な方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じた児童生徒への指導
 - ア あらゆる学習指導において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習内容を設定し、豊かな心をはぐくむとともに、一人一人のできる力を伸ばし自己有用感や自己肯定感を得られる学習活動等の取組を進める。
 - イ 人権学習等の人権尊重の意識を高める学習を児童生徒の生活年齢や発達の段階、障害の状況等に応じて、教育課程に位置付け、指導する。
 - ウ コミュニケーション能力や豊かな社会性の育成のため、学習指導や生活指導における共感的人間関係を育む取組を推進する。
 - エ インターネットやスマートフォン等の正しい活用を学ぶ情報モラル教育を高等部「情報」の授業等において推進する。
- (2) 教職員の資質能力向上
 - ア いじめの防止等に係る校内研修を年間の研修計画に位置付け実施する。
 - イ 京都府総合教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）の積極的な受講を進める。
- (3) 教職員による点検

「いじめ発見のチェックリスト」（京都府教育委員会『いじめ問題の解決のために』）等を活用して全ての教職員で実施する。
- (4) 保護者、地域との連携

- ア 「京都府立宇治支援学校 いじめ防止基本方針」の公開
- イ 保護者からの情報収集窓口の設置
- ウ ホームページ等における基本方針に基づいた学校の取組の積極的発信

第4 いじめの早期発見

以下の考え方にに基づき、いじめの早期発見及び適切な対応を進めます。

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が目がつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意し、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報について共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制や雰囲気を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2 主な方策

- (1) 京都府立特別支援学校いじめ調査
アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施（時期：年2回）
- (2) 校内相談窓口の設置
いじめ対策委員会による児童生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置
（宇治支援学校 0774-41-3701）
- (3) 校内教育相談体制の整備
ア 養護教諭等による教育相談
イ 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部相談課と連携し、保護者教職員等を対象とした教育相談体制を整備・周知し、早期発見できるようにするとともに心のケアを実施する。
- (4) 地域や家庭との連携促進
PTAや学校評議員会、地域の関係団体との連携を促進して、地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。
- (5) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有
他校の管理職、生徒指導部長等との連携及び協力
- (6) 相談機関等の情報提供
ア 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン
連絡先：075-612-3268/3301 0773-43-0390
イ 京都府総合教育センター メール教育相談
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
ウ ネットいじめ通報サイト
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
エ 京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン
連絡先：075-551-7500
オ 京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談
URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>
- (7) 業者委託によるネット監視（京都府教育委員会対応）
インターネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

第5 いじめに対する措置

万が一、いじめ及びそれにつながる行為を発見した場合には、何よりも児童生徒の人権を守ることを優先し、速やかに対応を進めます。

1 基本的な考え方

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、毅然とした態度でその場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、被害児童生徒の生命・身体の安全を最優先し、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- (4) 加害児童生徒が、好意等から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分に加味した上で「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応で被害児童生徒が苦痛を感じなくなるように対処する。
- (5) 加害児童生徒が、その障害特性等により行った行為が被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、その障害特性等を十分に考慮した上で対応する。
- (6) これらの対応については、教職員全員の理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むこととする。

2 主な方策

- (1) いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応
 - ア 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
 - イ いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。
 - ウ いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
 - エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合や、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかである場合は、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) いじめられた児童生徒又は保護者への支援
 - ア いじめられた児童生徒の心身の状況への支援を最優先し、寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
 - ウ 保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- (3) いじめた児童生徒への指導又は保護者への助言
 - ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように、当該児童生徒の生活年齢や発達の段階、障害の状況等に十分に配慮し、きめ細やかで粘り強い指導を進める。
 - イ 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者との丁寧な連携協力の下、指導を進める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
いじめが起きた集団に対しても、当該集団の状況を踏まえ、一人一人が自分の問題として捉

- え、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
- ア インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
- イ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめ解消前後の継続的な取組
- ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月）継続していること。ただし、いじめ対策委員会の判断によっては、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守りとおし、その安全・安心を確保する。また、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- イ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ウ 事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組みの内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 いじめの重大事態について

法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合は、適切な方法より事実関係を明確にするための調査を行う。

1 重大事態と重大事態調査の概要

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いが生じた段階を指し、これらの疑いが生じた段階から調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうかを確認できていない場合には、法第23条2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行う。

2 調査主体

法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合は、校長の判断の下、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、客観的な事実関係を明確にするとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、解決困難な問題にあたっては、必要に応じて府の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を要請し問題解決を図る。なお、児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

3 事前説明

調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査を進めるために、調査開始前

に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者へ事前説明を行う。

2 重大事態調査中における学校の対応

調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。また、学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

3 調査報告書

調査報告書を京都府教育委員会に報告する。また、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ、対象児童生徒・保護者やいじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査結果について説明する。

4 再発防止

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒の心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行い、再発防止に努める。